



平成 29 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 大和自動車交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 前 島 忻 治
(コード番号 9082 東証第2部)
問合せ先 取締役執行役員経理部長 加 藤 雄二郎
(TEL. 03-6757-7164)

「東京四社営業委員会に関するお知らせ」に対する

当社の見解等について

本日、国際自動車株式会社、日本交通株式会社及び帝都自動車交通株式会社（これら三社を総称して以下「三社」といいます。）が、「東京四社営業委員会に関するお知らせ」と題するプレスリリース（以下「三社プレスリリース」といいます。）を発表しておりますが、三社プレスリリースに対する当社の見解等は下記のとおりです。

記

1. 当社の見解

本日、当社が三社から、「東京四社営業委員会は、貴社と東京無線協同組合の提携が四社の『相互の融和と協調』（四社タクシー営業提携に関する協定1条）に反するため、民法680条に基づき、貴社を除く三社の一致によって、貴社を除名することを決定しましたので、通知いたします。」とだけ記載された本日付けの除名通知書と題する文書（以下「本件通知書」といいます。）を受領したことは事実です。

しかし、上記協定には当社と東京無線協同組合殿との協働（以下「本件協働」といいます。）を禁止・制限等する定めなど全くなく、本件協働は何ら上記協定に反するものではありません。いわんや、本件通知書による除名は、法律上必要な要件である「正当な事由」（民法680条本文）を全く欠いており、法的に無効なものです。したがって、現状は何ら変わっておらず、当社は、現在もなお東京四社営業委員会の組合員としての地位にあります。

三社に対しては、以上のことをご理解いただくため、本日までに複数回、意見の相違や誤解を解消することを目的とする協議を要請して参りました。しかしながら、その要請が拒否され、結果として本件通知書を受領するに至ったことは、極めて遺憾です。

今後、当社としては、当社が東京四社営業委員会の組合員としての地位にあることを確認するなどのため、法的措置を含めて毅然とした対応をとる所存です。併せて、当社としては、お客様や実際に接客する運転手の方々等の混乱を避けるための努力を続けて参ります。

2. 今後の見通し

本件通知書による当社グループの今期業績への影響はないものと考えております。今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上